

苫小牧市競争入札参加資格等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）若しくは土木設計、建築設計、測量、地質調査、設備設計及び側溝清掃（以下「設計等」という。）又は製造の請負、物件の売買、その他の契約（以下「物品購入等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）等について定めるものとする。

(参加資格要件)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札参加資格に係る申請（以下「資格申請」という。）をすることができない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当する者

(2) 消費税若しくは地方消費税又は市税の未納がある者

(3) 苫小牧市契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年告示第455号）第2条第8号に規定する暴力団等に該当する者

2 前項の規定のほか、必要な資格申請の要件は、別に定める。

(資格申請の工種及び業種)

第3条 資格申請できる工種及び業種は、建設工事又は設計等については建設工事及び設計等を合わせて3種類以内とし、物品購入等については別に定める取扱品目一覧の大分類のうち3種類以内（レンタル・リースを含む場合は4種類以内）とする。

(資格申請及び審査)

第4条 資格申請及び審査は、4年ごとに行うものとする。

2 前項の規定は、市長が必要と認める場合において、同項の規定と異なる時期に資格申請の受付及び審査をすることを妨げない。

3 市長は、資格審査の結果を当該資格申請をした者に通知するものとする。

(登録)

第5条 市長は、資格審査の結果、当該資格申請をした者が登録を認められた場合にあつては、その者を名簿に登録するものとする。

2 競争入札参加資格の有効期間は、前条第1項の審査を受けた者にあつては、当該審査を受けた年の4月1日から4年間とし、前条第2項の審査を受けた者にあつては、前項の規定による登録の日から直近の前条第1項の審査が行われた年の4年後の3月31日までとする。

(登録内容の変更)

第6条 登録を受けた建設工事、設計等又は物品購入等の工種及び業種については、別に

定める期間において追加又は変更の申請をすることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成25年1月1日から実施する。
- 2 苫小牧市建設工事等競争入札参加資格審査申請要領（平成15年実施）は廃止する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から実施する。